

# 一般社団法人生命環境産業振興協議会

## 定款

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人生命環境産業振興協議会と称する。

#### (主たる事務所)

第2条 当法人の主たる事務所は、岩手県陸前高田市竹駒町字相川74番地1に置く。

#### (目 的)

第3条 協議会は、千年先の当地域の未来を見据え、多様な「いのち・生命」のあり方を大切にする価値観に基づき、まちの再生や産業復興を地域主体で創造していくことを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 当地域における産業復興、雇用創出に資する活動
- (2) 開かれた場として、主要な団体・組織などを通じ幅広く市民の意見を集約し、具体的な事業に反映させる活動
- (3) 産業復興、雇用創出のための具体的な事業に関して担うべき方向性を示唆し、社会貢献、地域貢献につながる非営利的取り組み
- (4) 前条で掲げる目的を達成するための資金調達及び実行のための基盤整備
- (5) 多様な「いのち・生命」のあり方を大切にする価値観の発信、活動の普及啓発

#### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公示方法は、東海新報に掲載する方法とする。

### 第2章 社員

#### (入 社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。社員となるには、1名以上の他の社員の推薦にもとづき、理事会の承認を得るものとする。

#### (退 社)

第6条 社員は、社員総会において別に定めた届け出により、任意に退会することができる。

#### (除 名)

第7条 社員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の特別決議によって、当該

# 会員規則



社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

## (社員の資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失する。

- (1) 社員全員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

## (社員資格喪失に伴う権利と義務)

第9条 社員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人の社員としての権利を失い、義務を免れる。さらに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

## 第3章 会員

### (種別)

第10条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

### (入会)

第11条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人が定める入会申込書を提出するものとする。その申込書が当法人に到達した時に、その者は当法人の会員となる。

### (経費の負担)

第12条 会費は、当法人が別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第13条 会員は、当法人が別に定めるところに届け出ることにより、任意に退会することができる。

### (除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第15条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理事全員が同意したとき
- (2) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

#### 第4章 社員総会

(種 別)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第18条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(開 催)

第19条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、全社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、社員総会を開催する。

(議 長)

第21条 社員総会の議長は、出席した理事の中から選任する。

(決 議)

第22条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、特別決議として社員の半数以上であって、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(代 理)

第 23 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 24 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち 2 名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 5 章 理事

(理事の設置)

第 26 条 当法人には、5 名以上の理事を置く。

2 理事のうち、1 名を理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長を 1~5 名定めることができる。

(選 任)

第 27 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から互選する。

3 副理事長は、理事長が指名し、理事会の同意を得て選任する。

(理事の職務権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その会務を総理する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代理する。

(任 期)

第 29 条 理事の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事の任期中に変更が生じた場合、当該理事の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第30条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第31条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬)

第32条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 理事会

(構 成)

第33条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2 理事会は、必要により関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(権 限)

第34条 理事会は、本定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、事務局長の選定および解職

(招 集)

第35条 理事会は、隨時必要に応じて理事長または副理事長のいずれかが招集する。協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告および規約の改正、理事の選出、入会申込者の承認、委員会の内容、その他協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

(議 長)

第36条 理事会の議長は出席理事より選任する。

(決 議)

第37条 理事会は理事の過半数の出席で成立し、理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 監事

(監事の設置)

第40条 当法人に、監事1名以上3名以内を置く。

(選任)

第41条 監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第42条 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 決算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- (4) 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第46条 当法人には、当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 当法人の事務局は、なつかしい未来創造株式会社が担う。
- 3 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、理事会において選任する。
- 5 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 当該法人が消滅する合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第49条 当法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会において議決したものに譲渡するものとする。

## 第10章 雜則

(オブザーバー)

第50条 理事長は、協議会の目的達成のため、理事長が必要と認めた機関及び個人にオブザーバーとしての参加を求めることができる。

- 2 オブザーバーは、理事長の求めに応じて協議会の活動に各種の助言及び情報提供を行う。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令にしたがう。

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成 25 年 3 月末日までとする。
- 2 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次の通りとする。
- 3 この規約は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

氏名	住所
河野 和義	岩手県陸前高田市気仙町字町 25 番地 1
清水 健司	岩手県盛岡市上太田北田 64 番地 2
菅原 弘志	岩手県陸前高田市高田町字鳴石 88 番地 2
高橋 勇樹	岩手県陸前高崎市崎町字高火田 171 番地高火田地区仮設住宅 2-2 号
田村 満	岩手県大船渡市大船渡町字砂子前 35 番地 2
富山 勝敏	岩手県陸前高田市高田町本丸 29 番地 2
富山 泰庸	岩手県盛岡市上中里 1 丁目 45 番 2 号
豊島 正幸	岩手県盛岡市北公園二丁目 8 番 4 号
町野 弘明	横浜市港北区大倉山三丁目 60 番 3-6 15 号
両角 和夫	千葉県白井市三池の上 3 丁目 5 番 2 号
風見 正三	埼玉県志不市食館一丁目 6 番 14-102 号

以上、一般社団法人生命環境産業振興協議会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 24 年 7 月 15 日

設立時社員 河野和義



設立時社員 清水健司



設立時社員 菅原弘志



設立時社員 高橋勇樹



設立時社員 田村 満



設立時社員 富山勝敏



設立時社員 富山泰庸



設立時社員 豊島正幸



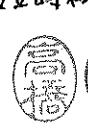
設立時社員 町野弘明



設立時社員 両角和夫



設立時社員 風見正三





(1)登簿平成24年第46号

認 証

本定款の設立時社員 河野和義外10名の代理人一  
宮島ゆかりは、被代理人全員が本定款における各自の記  
名押印を自認する旨、本公証人の面前で陳述した。

よって、これを認証する。

平成24年8月27日本職役場において

岩手県一関市田村町2番25号

盛岡地方法務局所属

公証人

小柳 稔

